

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。）第113条及び第119条の規定により、次の機関を特定地域医療提供機関及び技能向上集中研修機関として指定した。

令和6年（2024年）1月5日

北海道知事 鈴木 直道

○指定の種類（（ ）は指定医療機関数）

特定地域医療提供機関（1）	地域の医療提供体制の確保のために医師に長時間労働をさせざるを得ない医療機関
技能向上集中研修機関（1）	一定の期間集中的に長時間労働し技能向上を図る研修医・専攻医のいる医療機関

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の指定（指定期間：令和6年4月1日から3年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院（札幌市）	特定地域医療提供機関	救急医療	令和5年 12月28日

○技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の指定（指定期間：令和6年4月1日から3年間）

医療機関名（所在地）	指定の種類	指定事由	指定日
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病院（札幌市）	技能向上集中研修機関	札幌東徳洲会病院臨床研修プログラム	令和5年 12月28日

○特定地域医療提供機関・連携型特定地域医療提供機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	指定 事由	評価結果の概要	
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病 院（札幌市）	特定地域医療 提供機関 （B水準）	救急 医療	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な要件を満たしてい る。一方、評価時に導入予定の新たな 勤怠管理システムが稼働していないこ とにより未達成となった項目がある が、その導入後は医師労働時短計画 案に従って達成が見込まれる。 さらなる医師の労働時間短縮に向けた 医療機関内の取組に加え、都道府県か らの必要な支援を講じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。

○技能向上集中研修機関・特定高度技能研修機関の評価結果

	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関 の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価	都道府県による 支援の方針
	指定の種類	研修 内容	評価結果の概要	
医療法人徳洲会 札幌東徳洲会病 院（札幌市）	技能向上集中 研修機関 （C-1水準）	札幌東 徳洲会 病院臨 床研修 プログ ラム	労働関係法令及び医療法に規定された 事項について必要な要件を満たしてい る。一方、評価時に導入予定の新たな 勤怠管理システムが稼働していないこ とにより未達成となった項目がある が、その導入後は医師労働時短計画 案に従って達成が見込まれる。 さらなる医師の労働時間短縮に向けた 医療機関内の取組に加え、都道府県か らの必要な支援を講じられたい。	道においては、 労働時間の短縮 のため勤務環境 改善支援センタ ーを通じて必要 な支援を行うこ ととする。